

令和7年 春号

広報誌

もみじ便り



社会福祉法人 札幌シニア福祉機構
特別養護老人ホーム「サポータ・もみじ台」
札幌市厚別区もみじ台北6丁目2-5-2
電話: 011-897-8000

発行者: 施設長 泉水 康之
発行日: 令和7年 4月 17日

ホームページアドレス: <http://www.s-senior.or.jp/>



ホームページ インスタグラム ストリートビュー

桜花の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より当施設の運営にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

今回は2階でお昼にピザをとって食べた時のご様子、4階や5階でひなまつりにちなんだレクリエーションや鍋パーティのご様子などを写真でご紹介いたします。また主にご家族様に向けて、入居費用の軽減に関する制度をいくつかご紹介いたします。

【2階】 お昼にピザをとって食べました♪♪



【3階】 昨年はプランターにトマトを植えて収穫しましたが、今年は！？



【4階】 色紙でひな人形を作ったり、桜餅と甘酒で「桃の節句」を楽しみました♪



【5階】 鍋を囲んで楽しいひと時を過ごしました♪



【ご家族様へ～入居費用が軽減される制度があります】

施設の入居費用が軽減される制度について、入居時に皆様へご案内して申請していただいているものの他に下記のような制度があります。対象となる方は限定的ではありますが、制度の要件に該当しそうな方や、制度について詳しく聞きたい方は生活相談員までお尋ね下さい。

1. 「障害者控除対象者認定書」による住民税控除

年収が 245 万以下 で、現在市民税が「課税」となっている方がいれば、「障害者控除対象者認定」の制度を利用して市民税が「非課税」になる可能性があります。市民税が非課税となると、市民税の免除だけでなく、施設の食費と居住費の減額制度の対象になる可能性があります（預貯金要件等もあり）。

- ① お住まいの区役所の保健福祉課給付事務係で「障害者控除対象者認定書」の申請をする。
※障害者手帳等をお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受けている方であれば制度の対象になります。
- ② 区役所で発行された「障害者控除対象者認定書」を、お住まいの区を担当する「市税事務所（税務署ではありません）」へ持参して控除の申請をする。
- ③ （重要！）上記の結果、もし住民税が課税から非課税へ変更された場合は、すぐに施設へ連絡してください。食費・居住費の減額制度（負担限度額）の申請についてご案内いたします。

2. 市町村税課税層に対する特例減額措置

介護保険施設に入居中のご本人の市町村民税が「課税」で負担限度額が第 4 段階の方、かつ入居されているご本人以外に同じ世帯の方（入居されている方の配偶者など）がおり、下記の要件に該当する場合は、「第 3 段階」の食費・居住費の軽減が受けられる可能性があります。

【要件】

- ・世帯全員の年収から、施設の利用料（介護サービス費、食費、居住費）の年額の見込み額が「80 万円以下」であること。
- ・世帯全員の預貯金の合計が 450 万以下であること。他。

【4月の行事予定】

- 7日（月） 往診（2階）
- 10日（木） 移動売店
- 14日（月） 往診（3階）
- 17日（木） お寿司の日（4階）
- 18日（金） お寿司の日（5階）
- 21日（月） 往診（4階）
- 28日（月） 往診（5階）



※その他随時レクリエーションなどを企画中です。

また2階・3階の「お寿司の日」は5月中に予定しております。

【社会福祉法人の名前が変わいました】

サポータィ・もみじ台の運営母体である「社会福祉法人ほくろう福祉協会」の法人名がこの4月1日から「社会福祉法人札幌シニア福祉機構」に変わりました。

法人名は変わりましたが、ご利用者様及びご家族様にはこれまでと何ら変わる事なくご利用いただけます。もしご不明な点がございましたら職員にお声かけ下さい。

☆☆あとがき☆☆

間もなく札幌でも「桜が咲いた！」というニュースが届きそうです。施設の中でも入居者様と「外を散歩できたら…」「お花見がてら近所をドライブできたら…」といった声がスタッフから出ており、企画を進めているところです。またお食事でも“春の到来”を感じていただけた



らと春野菜の煮物や精進揚げ、お花見うどん、桜色に色付けした“春色ごはん”などをご用意して楽しんでいただく予定です。次号の「もみじ便り」ではその時の模様も写真などでお伝えしたいと考えております。